

報 告 書

調査・研究 テーマ	未来を担う子どもの支援に関する条例について
目 的	子どもの権利条例の制定をさいたま市で実現するために、先進自治体である長野県の制定過程や運用状況等の知見を得る。
内 容	<p>日 時：2024年5月13日（月）10：30～11：50 場 所：長野県庁 県議会 議会棟 （長野県長野市南長野幅下692-2） 講 師：長野県県民文化部こども若者局 こども・家庭課児童相談・養育支援室 課長補佐 井口 真一 氏 長野県子ども支援センター 相談員 芳原 慶子 氏 参加者：阪本 克己、添野ふみ子、三神 尊志、佐伯加寿美、 佐々木 郷美、出雲 圭子、松本 翔、堤 日出喜、 相川 綾香、永井 里菜 報告者：佐々木 郷美</p> 
概 要	<p>長野県では、2014年7月10日に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が制定され、翌年4月に子どもの相談に乗る総合窓口として「子ども支援センター」が設置された。</p> <p>制定の経緯には、現職県知事が1期目の公約に掲げたことと、条例制定に先行して現状の課題把握のために委員会を設置し、県内5000人の子ども達にアンケートを実施した結果、長野県は子どもの健全育成が活発な地域で「大人に見守られている」と感じる子どもが多くいる一方、暴力やいじめにより苦しんでいると</p>

概要

いう子ども達の声が一割ほどあり、そこへの重層的な相談窓口の設置の必要性が認識されたことがある。また、県内外の10～17才の子ども達15名の委員から成る「子ども部会」が結成され、子ども達の声を直接聴く機会として5回の話し合いと1回の発表の場が持たれ、その中でも「無理と決めずに任せて欲しい」「不登校や発達障害について知って欲しい」「いじめに気付いて欲しい」などの声が寄せられた。

条例制定の過程で、「人権」「権利」という言葉について、子どもの主体性を伸ばす可能性がある、という前向きな意見と、身勝手な子どもを増やす懸念がある、という消極的な意見があり、子ども観に関わる議論があった。そこで、当時は現在ほど人権や権利の概念が浸透していなかったため、条例名には「社会で子どもの育ちを支える」という趣旨を全面に出して「権利」という言葉は使わず、実際の条文の中で「人権」という言葉を使用し、その大切さを謳うこととなった。近年では、前述のような消極的な意見を耳にすることはほとんどない。

また、当時は、教育委員会が既に設置している他の相談窓口もある中で、窓口が増えることへの効率性への議論もあったが、現在では重層的に相談窓口があることで拾えている声があると評価されている。

子ども支援センターでは、現在3名の相談員が子どもに関する様々な悩みに乗れ、人権侵害の救済に関する申し出があった場合には、子ども支援委員会が審議、必要に応じて関係する県の機関（知事部局や教育委員会）に勧告を行い、是正、改善措置を求める。県以外の機関へは助言、是正要望にとどまる。

今まで申し出があった人権侵害は3件、そのうち勧告に至ったのが2件（1件は小学校でのいじめに関するもの、1件は中学校での教師の不適切指導に関するもの）。それぞれ当事者間の調整に長い時間を要し、申し立てから勧告まで前者は2年、後者は4年かかった。今後は、学校が適切な対応をより早く取ることができるよう、委員会が早めに働きかけを行うことで、早期解決を目指すことが課題となる。また、県全体と対象が広域であることもあり、ある程度の規模の市には直接相談窓口があった方が、市（町村）立の小学校で問題が生じた時にはフットワーク軽く対面での話し合いを持ちやすいため、解決につながりやすい可能性もある。

子ども支援センターについての周知は、毎年9・10月に長野県内の全小中高校、特別支援学校にカード形式のものを配布（春には校内の相談窓口の周知をしている）しており、配布直後に相談が増える傾向がある。そのように教育委員会の窓口と役割分担をしながら、相乗効果を発揮して、より多くの子ども達の声拾えるよう努めている。

<p>成 果</p>	<p>現在さいたま市では、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、清水市長が「こどもまんなかサポーター」を宣言し、「こどもまんなか社会」の実現や少子化対策の全庁的な取り組みについて検討する「こどもまんなか・少子化対策会議」が発足している。</p> <p>さいたま市が今後子どもの権利に関する条例制定に向けて動いていく上で、必要なプロセスや視点について長野県の取り組みから多くの示唆を得ることができた。</p> <p>まず、アンケートや直接的な対話の場によって、子どもの育ちに関するさいたま市特有の課題やニーズを明確にする必要性があること。権利や人権についての理解を促す研修も併せて必要であること、相談窓口については重層的な設置に意義があるということ。同時に、人権侵害の申し立てがあった場合には、何が解決かを明確に定義するのが難しい中、どのように当事者が納得いく解決に導くか、どう事案に介入するかに高度な専門性とノウハウが求められるということ、などである。</p> <p>私たちの会派ではこれまでも、子どもの権利条例の制定について提案しているが、今後も、市民との対話の中から子どもの育ちや人権、権利に関連するさいたま市のニーズや課題を明確にしなが、議会質問などで取り上げていきたい。</p>
<p>基本方針</p>	<p>1 『誰ひとり取り残さない』視点での施策展開 5 社会全体で子どもと若者を支えるまち</p>
<p>会派 プロジェクト</p>	<p>「多様な学び」</p>